

都市農業経営力強化事業費補助金交付要綱

2 産労農振第 3013 号
令和 3 年 4 月 1 日
一部改正 5 産労農振第 2540 号
令和 6 年 2 月 16 日

第 1 趣旨

東京都は、都市農業経営力強化事業実施要綱（令和 3 年 4 月 1 日付 2 産労農振第 3012 号。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第 2 補助対象事業及び補助率等

- 1 本事業の補助金の交付の対象となる事業区分、事業メニュー、補助率及び補助対象経費の上限額及び下限額については、別表 1 に定めるとおりとする。
- 2 別表 1 の事業区分欄の 2 都市農業振興施設整備事業に補助金を上乗せするための加算措置を設け、対象となる事業区分及び事業メニュー、加算メニュー及び加算率については、別表 2 に定めるとおりとする。
- 3 補助金額は、1 の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。なお、前項の加算措置がある場合には、1 の補助金額と加算額を合算し、その額に千円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てるものとする。
- 4 本事業において「総事業費」とは、補助事業全体の税込みの経費、「補助対象経費」とは総事業費のうち補助対象となるものの経費に対する税抜きの経費とする。
- 5 本事業においては、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額は補助対象としない。

第 3 補助事業者

本事業の補助事業者は、区市町長とする。

第 4 暴力団の排除

- 1 事業実施主体が、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）又は暴力団（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）に該当する場合は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。
- 2 事業実施主体が法人その他の団体にあつては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等について前項に該当する場合は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

第5 補助金の交付申請

- 1 補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、補助金交付申請書（別記様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の規定による申請書を提出するに当たっては、事業費から消費税等相当額を除いて申請するものとする。

第6 補助金の交付決定

- 1 知事は、第5の申請書の提出があったときはその内容を審査し、適当と認める場合は補助金の交付を決定し、都市農業振興特別対策事業については別記様式第2号により、都市農業振興施設整備事業については別記様式第2号の2により当該区市町に通知する。
- 2 前項の場合において、知事は適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項につき修正を加え、又は条件を付することができる。

第7 申請の撤回

補助事業者は、第6の1の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に、申請の撤回をすることができる。

第8 事情変更による決定の取消し等

知事は、交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

第9 申請事項の変更

- 1 補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、次に掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書（別記様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 事業実施主体の変更
 - (2) 総事業費又は総事業量の3割を超える変更
 - (3) 工事雑費以外の経費から工事雑費への流用
 - (4) その他知事が特に必要と認めたとき。
- 2 知事は、前項の申請があった場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付して承認することができる。

第10 事業の中止又は廃止

- 1 補助事業者が補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、都市農業経営力強化事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の申請書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適当と認められる場合は、事業の中止又は廃止の承認の通知をする。

第 11 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（別記様式第 5 号）を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

第 12 実施状況報告書の提出

- 1 補助事業者は、第 6 の補助金の交付決定を受けた場合、その交付決定を受けた日が属する四半期以降、各四半期の末日時点の事業実施状況報告書（別記様式第 6 号）を作成し、当該四半期の翌月の 15 日までに知事に報告しなければならない。ただし、第 14 の実績報告書を提出する日が属する四半期末時点の報告については、実績報告書をもって本報告に代えることができるものとし、また、実績報告書を提出した以降においては、本報告は要しない。
- 2 前項の規定は、第 9 の変更の承認を受けた場合においても同様とする。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、知事は、特に必要と認められる書類等を補助事業者から提出させることができる。

第 13 遂行命令等

- 1 知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業が交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- 2 知事は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、当該補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

第 14 実績報告

補助事業者は、当該補助事業が完了したとき、又は補助事業が完了しない場合で、都の会計年度が終了したときは、補助事業の成果を記載した補助金実績報告書（別記様式第 7 号）を速やかに知事に提出しなければならない。事業を廃止した場合も同様とする。

第 15 補助金の額の確定

知事は、第 14 の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び原則として行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第 8 号により当該区市町に通知する。

第 16 是正のための措置

- 1 知事は、第 15 の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者等につき、これに適合させるための措置を命ずる。
- 2 第 14 の規定は、前項の命令により補助事業者が必要な措置をした場合について準用する。

第 17 補助金の支払及び請求

- 1 知事は、第 15 の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費について、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、別記様式第 9 号による補助金請求書（概算払による場合は、別記様式第 10 号）を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助金の概算払を受けた場合において、第 15 の規定による補助金の額の確定通知を受領したときは、概算払精算書（別記様式第 11 号）を知事に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

第 18 決定の取消し

- 1 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、補助事業者に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等を含む。）が、暴力団等に該当するに至ったとき。
 - (4) 補助事業に関して、不正、怠慢その他不適當な行為をしたとき。
 - (5) その他補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくは交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は第 15 の規定により、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第 19 補助金の返還

- 1 知事は、第 8 又は第 18 の規定により交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。
- 2 知事は、第 15 の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

第 20 違約加算金及び延滞金

- 1 知事が、第 18 の規定によりこの交付決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数

に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第 21 違約加算金の計算

- 1 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における第 20 の 1 の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。
- 2 第 20 の 1 の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

第 22 延滞金の計算

第 20 の 2 の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第 23 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができるものとする。

第 24 財産処分の制限

- 1 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産で、財産処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数）を経過しない場合においては、都市農業振興特別対策事業については別記様式第 12 号により、都市農業振興施設整備事業については別記様式第 12 号の 2 により財産管理台帳を作成し、その他関係書類と合わせて当該期間が経過するまで管理保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、東京都補助金等交付規則第 24 条に基づき、別記様式第 13 号により知事に申請し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 前項において、別紙の補助金等交付財産の財産処分承認基準に基づき、承認事務を行うこととする。

第 25 帳簿及び関係書類の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該補助事業完了の日の属する会計年度終了後5年間保管しなければならない。

第 26 補助事業者が事業実施主体に対して補助金交付の際付すべき条件

1 補助事業者は、事業実施主体に補助金を交付するときは、本要綱第9から第25までの規定に準ずる条件及び次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)、都市農業経営力強化事業実施要綱(令和3年4月1日付2産労農振第3012号)、都市農業振興特別対策事業実施要領(令和3年4月1日付2産労農振第3014号)、都市農業振興施設整備事業実施要領(令和3年4月1日付2産労農振第3015号)、都市農業経営力強化事業費補助金交付要綱(令和3年4月1日付2産労農振第3013号)、都市農業振興施設整備事業の運用について(令和3年4月1日付2産労農振第3016号)に従うべきこと。

(2) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格20万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。)においては、知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者による補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

(3) 前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

2 補助事業者は、事業実施主体が補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

3 補助事業者は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあっては、第6による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に知事の承認を受けたものとする。

4 補助事業者は、第1項第3号により事業実施主体から納付を受けた額の補助金相当額を都に納付しなければならない。

5 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の都納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の補助金相当額の全部を都に納付したと認められる場合は、第

- 1 項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 6 補助事業者は、本事業に関して、事業実施主体から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の補助金相当額を都に返還又は返納しなければならない。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年2月16日から施行する。
- 2 令和5年度までに着手した事業については、なお従前の例による。

別表 1

事業区分	事業メニュー	補助率	補助対象経費の 上限額及び下限額
1 都市農業振興特別対 策事業	産地競争力の強 化	補助対象経費 の3/4以内 (国1/2以 内、都1/4以 内)	下限額は100,00 0千円とする。
2 都市農業振興施設整 備事業	(1)経営力の強 化 (2)新技術の導 入 (3)生産基盤の 高度化 (4)地域農業の 活性化	補助対象経費 の1/2以内	1 上限額は100,00 0千円を超えな いものとする。 2 下限額は2,000 千円とする。
	(5)新規就農者 の営農定着	補助対象経費 の3/4以内	1 認定新規就農 者である期間の 累計の上限額を 50,000千円とす る。 2 下限額は1,000 千円とする。

別表 2

事業区分及び事業メニュー	加算メニュー	加算率
都市農業振興施設整備事業 (1) 経営力の強化 (2) 新技術の導入 (3) 生産基盤の高度化 (4) 地域農業の活性化	①スマート農業の導入 ②農業振興地域農用地 区域内農地（農業振興地 域の整備に関する法律 （昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号 に規定する農用地区域 に存する農用地等）の利 活用	補助対象経費の 1 / 4 以内

別記様式第1号（第5関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

区市町長

年度都市農業経営力強化事業（都市農業振興特別対策・都市農業振興施設整備）費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、都市農業経営力強化事業費補助金交付要綱第5の1の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的
（事業の効果）

2 施設整備事業計画（実績）

事業実施主体	事業内容	事業量	経費の配分						備考
			総事業費 (A)	補助対象 外経費	補助対象 経費	負担区分			
						都費 (B)	区市町費 (C)	その他 (A)-(B)-(C)	
合計									

(注) 都費は合計において千円に満たない端数を切り捨てる。

3 事業完了(予定)年月日 年 月 日

4 添付書類

- (1) 区市町の補助金の交付に関する規程（実績報告にあつては、規程に変更のあつた場合のみ添付）
- (2) 実施設計書（実績報告にあつては、出来高設計書、領収書、財産管理台帳、写真、施設及び機械の管理運営規約、その他実績の確認に必要な書類）

年 月 日付第 号で補助金の交付申請のあった 年度都市農業経営力強化事業（都市農業振興特別対策）（以下「補助事業」という。）については、申請の内容を審査したところ適当と認められるので、下記により 年度補助金を交付する。

年 月 日

東京都知事

記

第1 交付金額 金 円

第2 補助事業の内容等
補助事業の内容等は、 年 月 日付第 号による申請書のとおりとする。

第3 補助条件
補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）、都市農業経営力強化事業実施要綱（令和3年4月1日付2産労農振第3012号）、都市農業振興特別対策事業実施要領（令和3年4月1日付2産労農振第3014号）、都市農業経営力強化事業費補助金交付要綱（令和3年4月1日付2産労農振第3013号）の定めによるほか、この交付決定通知の定めるところによる。

第4 補助率等
補助事業に要する経費、補助金額及び補助率は、次のとおりとする。

事業実施主体	総事業費 (円)	補助対象外経費 (円)	補助対象経費 (円)	補助金額 (円)	補助率
合 計					

第5 申請の撤回

補助事業者は、この交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議のあるときは、当該通知書受領日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

第6 事情変更による決定の取消し等

知事は、この交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくは、これに付した条件を変更することができる。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

第7 申請事項の変更

1 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ事業変更承認申請書（都市農業経営力強化事業費補助金交付要綱（令和3年4月1日付2産労農振第3013号。以下「交付要綱」という。）別記様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 総事業費又は総事業量の3割を超える変更
- (3) 工事雑費以外の経費から工事雑費への流用
- (4) 補助事業に関して、不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき
- (5) その他、知事が特に必要と認めたとき

2 知事は、前項の申請があった場合において、その申請事項に修正を加え、又は条件を付して承認することができる。

第8 事業の中止又は廃止

1 補助事業者が補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、都市農業経営力強化事業中止（廃止）承認申請書（交付要綱別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適当と認める場合は、事業の中止又は廃止の承認の通知をする。

第9 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（交付要綱別記様式第5号）を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

第10 実施状況報告書の提出

1 補助事業者は、その交付決定を受けた日が属する四半期以降、各四半期の末日時点の事業実施状況報告書（交付要綱別記様式第6号）を作成し、当該四半期の翌月の15日までに知事に報告しなければならない。ただし、実績報告書（交付要綱別記様式第7号）を提出する日が属する四半期末時点の報告については、実績報告書をもって本報告に代えることができるものとし、また、実績報告書を提出した以降においては、本報告

は要しない。

- 2 前項の規定は、第7の変更の承認を受けた場合においても同様とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、知事は、特に必要と認められる書類等を補助事業者から提出させることができる。

第11 遂行命令等

- 1 知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの交付決定の内容、又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- 2 知事は、補助事業者が、前項の命令に違反したときは、当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

第12 実績報告

補助事業者は、当該補助事業が完了したとき、又は補助事業が完了しない場合で、都の会計年度が終了したときは、補助金実績報告書（交付要綱別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。事業を廃止した場合も同様とする。

第13 補助金の額の確定

知事は、第12の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び原則として行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が、この交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付要綱別記様式第8号により当該区市町に通知する。

第14 是正のための措置

- 1 知事は、第13の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを命ずる。
- 2 第12の規定は、前項の命令により補助事業者が必要な措置をした場合について準用する。

第15 補助金の支払及び請求

- 1 知事は、第13の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費について、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の請求をしようとするときは、交付要綱別記様式第9号による補助金請求書（概算払による場合は、交付要綱別記様式第10号による補助金概算払請求書）を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者が概算払により補助金を受領したときは、当該概算払を受けた補助金の額に、これに対応する補助事業者負担を加え、遅滞なく補助事業者に支出しなければならない。

- 4 補助事業者は、補助金の概算払を受けた場合において、第 13 の規定による補助金の額の確定通知を受領したときは、概算払精算書（交付要綱別記様式第 11 号）を知事に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

第 16 決定の取消し

- 1 知事は、補助事業者又は事業実施主体が次のいずれかに該当した場合は、この交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他、不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 事業実施主体（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等を含む。）が、暴力団等に該当するに至ったとき。
 - (4) 補助事業に関して、不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき。
 - (5) その他補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくは交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は第 13 の規定により、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第 17 補助金の返還

- 1 知事は、第 6 又は第 16 の規定により、この交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係わる部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- 2 知事は、第 13 の規定により、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

第 18 違約加算金及び延滞金

- 1 知事が、第 16 の規定により、この交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から、納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を都に納付しなければならない。
- 2 知事が補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を都に納付しなければならない。

第 19 違約加算金の計算

- 1 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における第 18 の 1 の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当

該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれ受領の日において受領したものとする。

- 2 第 18 の 1 の規定により、違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

第 20 延滞金の計算

第 18 の 2 の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第 21 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

第 22 財産処分の制限

- 1 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助交付の目的に従って効率的運営を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産で、財産処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数）を経過しない場合においては、財産管理台帳（交付要綱別記様式第 10 号）を作成し、その他関係書類と合わせて当該期間が経過するまで管理保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）第 24 条に基づき、交付要綱別記様式第 13 号により知事に申請し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 前項において、別紙の補助金等交付施設の財産処分承認基準に基づき、承認事務を行うこととする。

第 23 帳簿及び関係書類の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該事業完了の日の属する会計年度終了後 5 年間保管しなければならない。

第 24 補助事業者が事業実施主体に対して補助金交付の際付すべき条件

- 1 補助事業者は、事業実施主体に補助金を交付するときは、本交付決定通知書第 7 から第 23 までの規定に準ずる条件及び次に掲げる条件を付さなければならない。
 - (1) 東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）、都市農業経営力強化

事業実施要綱（令和3年4月1日付2産労農振第3012号）、都市農業振興特別策事業実施要領（令和3年4月1日付2産労農振第3014号）、都市農業経営力強化事業費補助金交付要綱（令和3年4月1日付2産労農振第3013号）に従うべきこと。

- (2) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格20万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者による補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

- (3) 前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

- 2 補助事業者は、事業実施主体が補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあっては、本交付決定通知書をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に知事の承認を受けたものとする。
- 4 補助事業者は、第1項第3号により事業実施主体から納付を受けた額の補助金相当額を都に納付しなければならない。
- 5 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の都納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の補助金相当額の全部を都に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 6 補助事業者は、補助事業に関して、事業実施主体から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の補助金相当額を都に返還しなければならない。

別記様式第2号の2（第6関係）

番 号

区市町名

年 月 日付第 号で補助金の交付申請のあった 年度都市農業経営力強化事業（都市農業振興施設整備）（以下「補助事業」という。）については、申請の内容を審査したところ適当と認められるので、下記により 年度補助金を交付する。

年 月 日

東京都知事

記

第1 交付金額 金 円

第2 補助事業の内容等
補助事業の内容等は、 年 月 日付第 号による申請書のとおりとする。

第3 補助条件
補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）、都市農業経営力強化事業実施要綱（令和3年4月1日付2産労農振第3012号）、都市農業振興施設整備事業実施要領（令和3年4月1日付2産労農振第3015号）、都市農業経営力強化事業費補助金交付要綱（令和3年4月1日付2産労農振第3013号）、都市農業振興施設整備事業の運用（令和3年4月1日付2産労農振第3016号）の定めによるほか、この交付決定通知の定めるところによる。

第4 補助率等
補助事業に要する経費、補助金額及び補助率は、次のとおりとする。

事業実施主体	事業メニュー、加算メニュー （本事業費補助金交付要綱別表1の「事業メニュー」、別表2の「加算メニュー」の区分による）	総事業費 （円）	補助対象外経費 （円）	補助対象経費 （円）	補助金額 （円）	補助率
合 計						

第5 申請の撤回

補助事業者は、この交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議のあるときは、当該通知書受領日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

第6 事情変更による決定の取消し等

知事は、この交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくは、これに付した条件を変更することができる。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

第7 申請事項の変更

1 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ事業変更承認申請書（都市農業経営力強化事業費補助金交付要綱（令和3年4月1日付2産労農振第3013号。以下「交付要綱」という。）別記様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 総事業費又は総事業量の3割を超える変更
- (3) 工事雑費以外の経費から工事雑費への流用
- (4) 補助事業に関して、不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき
- (5) その他、知事が特に必要と認めたとき

2 知事は、前項の申請があった場合において、その申請事項に修正を加え、又は条件を付して承認することができる。

第8 事業の中止又は廃止

1 補助事業者が補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、都市農業経営力強化事業中止（廃止）承認申請書（交付要綱別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適当と認める場合は、事業の中止又は廃止の承認の通知をする。

第9 事故報告

補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（交付要綱別記様式第5号）を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

第10 実施状況報告書の提出

1 補助事業者は、その交付決定を受けた日が属する四半期以降、各四半期の末日時点の事業実施状況報告書（交付要綱別記様式第6号）を作成し、当該四半期の翌月の15日までに知事に報告しなければならない。ただし、実績報告書（交付要綱別記様式第7号）を提出する日が属する四半期末時点の報告については、実績報告書をもって本報告に代えることができるものとし、また、実績報告書を提出した以降においては、本報告

は要しない。

- 2 前項の規定は、第7の変更の承認を受けた場合においても同様とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、知事は、特に必要と認められる書類等を補助事業者から提出させることができる。

第11 遂行命令等

- 1 知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの交付決定の内容、又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- 2 知事は、補助事業者が、前項の命令に違反したときは、当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

第12 実績報告

補助事業者は、当該補助事業が完了したとき、又は補助事業が完了しない場合で、都の会計年度が終了したときは、補助金実績報告書（交付要綱別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。事業を廃止した場合も同様とする。

第13 補助金の額の確定

知事は、第12の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び原則として行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が、この交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付要綱別記様式第8号により当該区市町に通知する。

第14 是正のための措置

- 1 知事は、第13の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを命ずる。
- 2 第12の規定は、前項の命令により補助事業者が必要な措置をした場合について準用する。

第15 補助金の支払及び請求

- 1 知事は、第13の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費について、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の請求をしようとするときは、交付要綱別記様式第9号による補助金請求書（概算払による場合は、交付要綱別記様式第10号による補助金概算払請求書）を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者が概算払により補助金を受領したときは、当該概算払を受けた補助金の額に、これに対応する補助事業者負担を加え、遅滞なく補助事業者に支出しなければならない。

- 4 補助事業者は、補助金の概算払を受けた場合において、第 13 の規定による補助金の額の確定通知を受領したときは、概算払精算書（交付要綱別記様式第 11 号）を知事に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

第 16 決定の取消し

- 1 知事は、補助事業者又は事業実施主体が次のいずれかに該当した場合は、この交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他、不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 事業実施主体（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等を含む。）が、暴力団等に該当するに至ったとき。
 - (4) 補助事業に関して、不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき。
 - (5) その他補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくは交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は第 13 の規定により、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第 17 補助金の返還

- 1 知事は、第 6 又は第 16 の規定により、この交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係わる部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- 2 知事は、第 13 の規定により、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

第 18 違約加算金及び延滞金

- 1 知事が、第 16 の規定により、この交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から、納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を都に納付しなければならない。
- 2 知事が補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を都に納付しなければならない。

第 19 違約加算金の計算

- 1 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における第 18 の 1 の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当

該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれ受領の日において受領したものとする。

- 2 第 18 の 1 の規定により、違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

第 20 延滞金の計算

第 18 の 2 の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第 21 他の補助金等の一時停止等

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

第 22 財産処分の制限

- 1 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助交付の目的に従って効率的運営を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産で、財産処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数）を経過しない場合においては、財産管理台帳（交付要綱別記様式第 12 号の 2）を作成し、その他関係書類と合わせて当該期間が経過するまで管理保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）第 24 条に基づき、交付要綱別記様式第 13 号により知事に申請し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 前項において、別紙の補助金等交付施設の財産処分承認基準に基づき、承認事務を行うこととする。

第 23 帳簿及び関係書類の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該事業完了の日の属する会計年度終了後 5 年間保管しなければならない。

第 24 補助事業者が事業実施主体に対して補助金交付の際付すべき条件

- 1 補助事業者は、事業実施主体に補助金を交付するときは、本交付決定通知書第 7 から第 23 までの規定に準ずる条件及び次に掲げる条件を付さなければならない。
 - (1) 東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）、都市農業経営力強化

事業実施要綱（令和3年4月1日付2産労農振第3012号）、都市農業振興施設整備事業実施要領（令和3年4月1日付2産労農振第3015号）、都市農業経営力強化事業費補助金交付要綱（令和3年4月1日付2産労農振第3013号）、都市農業振興施設整備事業の運用について（令和3年4月1日付2産労農振第3016号）に従うべきこと。

(2) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格20万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により補助事業者による補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

(3) 前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

- 2 補助事業者は、事業実施主体が補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあっては、本交付決定通知書をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に知事の承認を受けたものとする。
- 4 補助事業者は、第1項第3号により事業実施主体から納付を受けた額の補助金相当額を都に納付しなければならない。
- 5 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の都納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の補助金相当額の全部を都に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 6 補助事業者は、補助事業に関して、事業実施主体から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の補助金相当額を都に返還しなければならない。

補助金等交付財産の財産処分承認基準

第1 趣旨

この基準は、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づく財産処分の承認について、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることとしたものである。

第2 財産処分に当たっての知事の承認について

1 知事の承認が必要となる場合

補助事業者等が都の補助事業等により取得し、又は効用を増加した財産を、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、規則第24条の規定により、原則としてあらかじめ知事の承認が必要である。ただし、次の（1）又は（2）に該当する財産処分（以下「包括承認事項」という。）であって、知事への報告があったものについては、上記に関わらず、知事の承認があったものとして取り扱うものとする。

（1）地方公共団体が、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う施設又は設備（以下「施設等」という。）についての財産処分であって、補助事業完了後10年以上の期間を経過したもの。ただし、有償譲渡、有償貸付、交換（交換差益が生じる場合）、担保に供する処分、取壊し及び廃棄を除く。

（2）次のア又はイのいずれかに該当する場合の施設等の取壊し又は廃棄

ア 災害又は火災により全壊、半壊、全焼又は半焼した場合

イ 老朽化等、構造上危険な状態にある場合

2 知事の承認が不要となる場合

（1）財産処分を行う財産（以下「処分財産」という。）が規則第24条各号に該当しない場合

なお、同条第5号に規定する知事が指定するものについては、取得価格又は効用の増加額が単価20万円以上の工作物、機械及び器具で、補助目的達成上特に必要と認められるものとする。

（2）規則第24条に規定する別に知事が定める期間を経過した場合

なお、当該期間については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を準用する。

（3）交付目的に支障を及ぼさない範囲において、一時的に公用又は公共用に供するなど、施設の転用を伴わない場合

この場合については、財産処分には該当せず、協議は不要とする。

第3 施設等の財産処分承認基準について

1 補助金相当額の納付を伴わず承認する場合

(1) 使用、譲渡又は貸付

ア 地方公共団体が行う財産処分

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合

(ア) 包括承認事項

(イ) 次のaからdまでの全てを満たしている場合

a 補助事業完了後10年以上の期間を経過した財産であること又は補助事業完了後10年未満であっても、社会状況の変化や災害等により、財産処分がやむを得ないと知事が認める場合であること。

b 公用、公共用又は公益目的のための処分であり、都の施策の方向性に合致していること。

※ 原則として、都の所管する条例等に規定する事業又は都所管の補助金等の対象となる事業であること。

c 処分後においても財産処分の制限期間を経過するまでは処分制限を設けること。

d 無償による財産処分であること。

イ 地方公共団体以外の者が行う財産処分

次の(ア)から(エ)までの全てを満たしている場合

(ア) 補助事業完了後10年以上の期間を経過した財産であること又は補助事業完了後10年未満であっても、社会状況の変化や災害等により、財産処分がやむを得ないと知事が認める場合であること。

(イ) 公用、公共用又は公益目的のための処分であり、都の施策の方向性に合致していること。

(ウ) 処分後においても財産処分の制限期間を経過するまでは処分制限を設けること。

(エ) 無償による財産処分であること。

(2) 取壊し又は廃棄

次のア又はイのいずれかに該当する場合

ア 包括承認事項

イ アの取壊しに際して、やむを得ず行う建物以外の工作物等の取壊し又は廃棄

(3) 交換

ア 地方公共団体が行う財産処分

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合

(ア) 包括承認事項

(イ) 次のaからdまでの全てを満たしている場合

a 補助事業完了後10年以上の期間を経過した財産であること又は補助事業完了後10年未満であっても、社会状況の変化や災害等により、財産処分がやむを得ないと知事が認める場合であること。

b 交換により取得した財産において同一の事業を継続すること又は交換により取得した財産において他の事業を行う場合であって、その事業が公用、公共用若しくは公益目的のためであり、都の施策の方向性に合致しているこ

と。

c 交換により取得した財産において財産処分の制限期間を経過するまでは処分制限を設けること。

d 交換差益が生じる場合には、交換差益に都の補助率を乗じた金額を納付すること。

ただし、処分財産の補助金額を上限額とする。

※ 納付額が上限額に達しない場合において、千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

イ 地方公共団体以外の者が行う財産処分

次の（ア）から（エ）の全てを満たしている場合

（ア）補助事業完了後10年以上の期間を経過した財産であること又は補助事業完了後10年未満であっても、社会状況の変化や災害等により、財産処分がやむを得ないと知事が認める場合であること。

（イ）交換により取得した財産において同一の事業を継続すること又は交換により取得した財産において他の事業を行う場合であって、その事業が公用、公共用又は公益目的のためであり、都の施策の方向性に合致していること。

（ウ）交換により取得した財産において財産処分の制限期間を経過するまでは処分制限を設けること。

（エ）交換差益が生じる場合には、交換差益に都の補助率を乗じた金額を納付すること。

ただし、処分財産の補助金額を上限とする。

※ 納付額が上限額に達しない場合において、千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（4）（1）から（3）までのほか、知事が特別の理由があると認める財産処分の場合

2 補助金相当額を都に納付する場合

この場合における納付額の算出については、次の計算式によるものとする。ただし、すでに補助金相当額の全部又は一部を納付している場合は、この限りでない。

なお、納付額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

（1）使用、譲渡、取壊し又は交換の場合

納付額 = 処分財産の補助金額 - (処分財産の補助金額 / 処分財産の制限年数) × 経過年数

（2）貸付の場合

納付額 = (処分財産の補助金額 / 処分財産の制限年数) × 貸付年数

別記様式第3号（第9関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

区市町長

年度都市農業経営力強化事業（都市農業振興特別対策・都市農業振興
施設整備）変更承認申請書

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった
年度都市農業経営力強化事業について、同事業費補助金交付要綱第9の1の規定に基
づき、下記のとおり計画を変更したいので、その承認及び補助金 円の変更交付
を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

（別記様式第1号の「記」に準じ、変更部分について二段書きで、変更前を上段に
（ ）書きにする。）

別記様式第4号（第10関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

区市町長

年度都市農業経営力強化事業（都市農業振興特別対策・都市農業振興
施設整備）中止(廃止)承認申請書

年において都市農業経営力強化事業費補助金交付要綱第10の規定に基づき、
下記のとおり事業を中止(廃止)したいので承認されたく申請します。

記

- 1 中止(廃止)の理由
- 2 補助事業の当初からの経過及び現状

別記様式第5号（第11関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

区市町長

年度都市農業経営力強化事業（都市農業振興特別対策・都市農業振興
施設整備）事故報告書

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった標
記事業について、都市農業経営力強化事業費補助金交付要綱第11の規定に基づき、下
記のとおり事故報告します。

記

1 事故の内容

2 事故発生前における補助事業の状況

事業 内容	交付 決定額	月 日現在の 支出額		残高		支出予定額		事業遂行 不能の場 合の不用 額
		補助対象 経費	補助 金額	補助対象 経費	補助 金額	補助対象 経費	補助 金額	
	円	円	円	円	円	円	円	円
合計								

3 今後の対応

別記様式第6号（第12関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

区市町長

年度都市農業経営力強化事業（都市農業振興特別対策・都市農業振興
施設整備）実施状況報告書

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記
事業について、都市農業経営力強化事業費補助金交付要綱第12の1の規定に基づき、
年 月末現在（第 四半期）の事業実施状況を下記のとおり報告します。

記

1 実施状況

事業内容	交付決定時事業計画		月 日末現在 (第 四半期) 執行率			3月末日予定	
	事業量	事業費	事業量	事業費	進捗率	事業量	事業費
		円		円	%		円
合計							

2 事業完了予定年月日

年 月 日

別記様式第7号（第14関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

区市町長

年度都市農業経営力強化事業（都市農業振興特別対策・都市農業振興施設整備）費補助金実績報告書

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった標記事業について、下記のとおり事業を実施したので、都市農業経営力強化事業費補助金交付要綱第14の規定に基づき、その実績を報告します。

記

（記以下については、別記様式第1号の「記」に準じ、変更のある場合、変更部分について二段書きで、変更前を上段に（ ）書きにする。）

別記様式第8号（第15関係）

番 号

区市町名

年 月 日付 第 号をもって交付決定した 年度都市農業経営力強化事業（都市農業振興特別対策・都市農業振興施設整備）に対する補助金については、
年 月 日付 第 号をもって提出された実績報告書を審査した結果、都市農業経営力強化事業（都市農業振興特別対策・都市農業振興施設整備）の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認められるので、その額を 円に確定する。

年 月 日

東京都知事

別記様式第9号（第17関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

区市町長

年度都市農業経営力強化事業（都市農業振興特別対策・都市農業振興
施設整備）費補助金請求書

年 月 日付 第 号をもって補助金の額の確定の通知のあった標
記補助金について、都市農業経営力強化事業費補助金交付要綱第17の2の規定に基づ
き、下記金額を請求します。

記

事業内容	補助金額	備考
	円	
合計		

別記様式第 11 号（第 17 関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

区市町長

年度都市農業経営力強化事業（都市農業振興特別対策・都市農業振興
施設整備）費補助金概算払精算書

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあった標
記補助金について、都市農業経営力強化事業費補助金交付要綱第 17 の 3 の規定に基づ
き、下記により精算します。

記

概算払高	支払高	戻入高	繰越高	備考
円	円	円	円	

財産管理台帳

区市町（事業実施主体）名

地区名		地区	事業実施年度			年度		農林水産省所管交付金名									
事業区分	事業の内容					工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日		処分の 内容
									交付金	都道府 県費	区市町費	その他					
	計																
	計																
	合計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 適応欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第 12 号の 2 (第 24 関係)

財産管理台帳

区市町名

事業実施年度		事業実施主体名			事業名			都市農業経営力強化事業								
事業の内容				工期		経費の分配						処分制限期間		処分の状況		摘要
事業内容	工種・ 構造 施設 区分	事業量	施行箇所 又は 設置場所	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	補助対象 外経費	補助対象 経費	負担区分			耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
									都補助金	区市町費	その他					
合計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡・交換・貸付け・担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先・交換先・貸付先・抵当権等の設定権者の名称又は補給金返還額を記入すること。

別記様式第 13 号（第 24 関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

区市町長

年度都市農業経営力強化事業（都市農業振興特別対策・都市農業振興
施設整備）により取得した財産の処分承認申請書

年度都市農業経営力強化事業（都市農業振興特別対策・都市農業振興施設整備）
により取得した（又は効用の増加した）財産について、都市農業経営力強化事業費補助
金交付要綱第 24 の 3 の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、承認を受けたく
申請します。

記

- 1 処分の理由
 - (1) 社会経済情勢の変化等の事情
 - (2) 地域経済の活性化の目的
- 2 処分の対象施設等
 - (1) 施設等の名称、所在、型式、数量
 - (2) 事業主体
 - (3) 事業費・補助金額・補助率
 - (4) 施設等の耐用年数（処分制限期間）、経過年数
 - (5) 現況図面又は写真（添付）
- 3 処分の方法（処分区分）
- 4 取扱いに関する要件の適合について
- 5 納付金額（予定額）